



総行安第15号
令和7年3月31日

地方公務員災害補償基金事務局長 殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
(公印省略)

昭和42年自治省告示第150号（地方公務員災害補償法における常勤職員に準ずる非常勤職員の範囲等について）の一部改正について（通知）

昭和42年自治省告示第150号（地方公務員災害補償法における常勤職員に準ずる非常勤職員の範囲等について）の一部を改正する件（令和7年総務省告示第123号）が本日付で公布されました。

改正の概要及び施行期日は下記のとおりですので、その施行に遺漏のないようお願いいたします。

記

1 改正の概要

非常勤職員に対する地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の適用に当たっては、一定の要件を満たす者を常勤職員とみなすこととされているところ、その要件のうち常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日に、常勤職員の勤務時間以上の勤務時間の総量を維持した上でフレックスタイム制により勤務時間を定めて勤務した場合であって、1日について常勤職員の勤務時間に満たない勤務時間により勤務した日及びフレックスタイム制により勤務時間を定めない日を含むこととするよう改める。その他所要の改正を行う。

2 施行期日

令和7年4月1日

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
電話：03-5253-5560（直通）